鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不正又は不当な行為(以下「不正行為等」という。)を行った有 資格者等に対し、入札参加制限又は資格停止の措置について必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 資格停止 入札規則第7条第3項に規定する入札参加資格の停止措置をいう。
 - (2) 資格停止等 入札参加制限及び資格停止をいう。
 - (3) 措置基準表 第4条に定める別表第1及び別表第2をいう。
 - (4) 道路施設等管理業務等 別途告示で定める除雪業務、路面清掃業務、消雪施設 又は融雪施設の保守点検業務及び植栽管理業務をいう。
 - (5) 有資格者等 入札規則第6条第3項に定める有資格者及び道路施設等管理業務 等の入札参加資格を付与されたものをいう。

(準用規定)

第3条 この要綱の規定により資格停止を行おうとするとき又は有資格者等が資格停止を受けたときの取扱いについては、入札規則第34条から第41条までの規定を準用するものとする。この場合において、入札規則中「入札参加制限」とあるのは、「資格停止」と読み替えるものとする。

(資格停止等)

第4条 知事は、有資格者等が別表第1 (入札参加制限に係る不正行為等を対象として 定めたものをいう。)又は別表第2 (資格停止に係る不正行為等を対象として定めた ものをいう。)の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったときは、それぞれ措置基 準表の期間の欄に定める期間に基づき当該不正行為等の内容を勘案して知事が決定す る期間の間、当該有資格者等を建設工事等及び道路施設等管理業務等のいずれの入札 にも参加させないものとする。

(資格停止等の期間の特例)

- 第5条 有資格者等が行った不正行為等が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為 等に2つ以上該当する場合における資格停止等の期間の決定については、それぞれ措 置基準表の期間の欄に定める期間を勘案して行うものとする。
- 2 有資格者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における、措置基準表の期間の欄に定める期間の最短期間は、当該最短期間に2を乗じて得た期間(36月を限度とする。)とする。
 - (1) 資格停止等の期間満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置基準表の措置 要件の欄に掲げる不正行為等を行ったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1の措置要件の欄に掲げる不正行為等(第2 号から第5号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。)に係る資格停 止等の期間満了後3年を経過するまでの間に、新たに別表第1の措置要件の欄に掲 げる不正行為等を行ったとき。
- 3 知事は、有資格者等に資格停止等を行う場合において、当該有資格者等に情状酌量 すべき特別の事由があるため当該資格停止等に係る措置基準表の期間の欄に定める期 間の最短期間を当該資格停止等の期間とすることに不都合があるときは、当該最短期 間を2分の1まで短縮して資格停止等を行うことができる。前2項及び次条第1号の 規定により資格停止等の期間を特例として変更した場合においても、当該変更した後 の最短期間を更に2分の1 (同号に該当する場合にあっては、別表第1の第2号又は 第5号の期間の欄に定める期間の最短期間を限度とする。)まで短縮して資格停止等 を行うことができるものとする。
- 4 知事は、有資格者等に資格停止等を行う場合において、当該有資格者等に極めて悪 質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため当該資格停止等に係る措置 基準表の期間の欄に定める期間の最長期間を当該資格停止等の期間とすることに不都 合があるときは、当該最長期間に2を乗じて得た期間(36月を限度する。)まで延 長して資格停止等を行うことできる。第1項の規定により資格停止等の期間を特例と して変更した場合においても、同様とする。
- 5 資格停止等の期間中に当該資格停止等を受けた有資格者等が新たに措置基準表の措 置要件の欄に該当する不正行為等を行った場合については、新たに行う資格停止等の 期間に、既に行っている資格停止等の残余期間を加算することができる。この場合に おいて、新たに行う加算後の資格停止等の期間は、36月を超えてはならない。
 - (独占禁止法違反等の不正行為等に対する特例)
- 第6条 前条の規定にかかわらず、有資格者等に資格停止等を行う場合において当該有 資格者等が次の表の左欄又は中欄に掲げる場合に該当することとなったとき(同条第 2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ同表の右欄に定め る期間を資格停止等の最短期間として資格停止等を行うものとする。
 - (鳥取県談合情報対応マ ニュアル(平成15年2 月10日付総第824号 鳥取県総務部長通知)第 2の1に規定するものを いう。)を入手した場合 又は談合(刑法(明治 40年法律第45号)第 96条の3第2項に規定 |
 - (1) 県の職員が談合情報 ア 有資格者等である個人若し くは法人の代表権を有する役 員(代表権を有すると認める べき肩書を付した役員を含 む。以下これらを「代表役員 等」という。) 又は有資格者 等の役員若しくは営業所(請 負契約を締結する権限を有す る事務所に限る。)を代表す る者で代表役員等以外のもの

36月

するものをいう。以下同し じ。)があると疑うに足し りる事実を確認した場合 で有資格者等から談合を一イーア以外の場合 行っていない旨の誓約書 を徴収したときにおい て、当該有資格者等が別 表第1の第4号若しくは 第5号に掲げる不正行為 等を新たに行ったとき、 又は当該誓約書に係る不 正行為等を行っていた事 実が明らかとなったと き。

(以下これらを「一般役員等」 という。)の関与が明らかで ある場合

別表第1の措置 要件の欄の第4号 又は第5号に掲げ る不正行為等ごと に同表の期間の欄 の最短期間に 1. 5を乗じて得 た期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による 入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14年法律第101号)第3条第4項の規定による各省各 庁の長等の調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札 談合等関与行為があった場合において、有資格者等が当該 関与行為に関係して別表第1の措置要件の欄の第4号に掲 げる不正行為等を行ったとき (第1号に該当することとな った場合を除く。)。

別表第1の措置 要件の欄の第4号 又は第5号に掲げ る不正行為等ごと に同表の期間の欄 の最短期間に1月 を加算した期間

(3) 県又は他の公共団体の職員が公契約関係競売等妨害(刑法第 96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。)又 は談合の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合 において、有資格者等が当該職員の容疑に関して別表第1 の措置要件の欄の第5号に掲げる不正行為等を行ったと き (第1号に該当することとなった場合を除く。)。

(不正行為等の報告)

第7条 各部局等の長(県土整備部長を除く。以下同じ。)、各地方機関の長又は県土 整備部内の各課長は、有資格者等が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等を 行ったときは、直ちに不正行為等報告書(様式第1号)により、県土整備部長に報告 するものとする。

(事前審査案件の定義等)

第7条の2 入札規則第34条の2 (第3条で準用する場合を含む。) に規定する事前 審査案件は、原則として別表第1及び別表第2の事前審査案件の欄に○印を付したも のに係る同表の措置要件の欄に掲げる不正行為等とする。

(審議会による事前審査の対象)

- 第7条の3 入札規則第34条の5 (第3条で準用する場合を含む。) に規定する審議 会の意見を聴く案件(以下「事前審議会案件」という。) は、次に掲げるものとする。
 - (1) 資格停止等の実施又はその期間に対し異議がある旨の異議申出書が提出された にもかかわらず、その異議申出を棄却しようとするもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、県土整備部長が審議会に意見を聴く必要があると認めるもの
- 2 県土整備部長は、前項の規定により事前審議会案件とするときは、当該事前審議会 案件を所管する各部局長等の長、各地方機関の長又は県土整備部内の各課長に対し、 あらかじめその旨を通知するものとする。

(資格停止等の決定)

- 第8条 知事は、資格停止等を行おうとするときは、鳥取県建設工事等資格審査委員会 運営要領(平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通 知)に定めるところにより設置する資格審査委員会(以下「委員会」という。)の意 見を聴いた上で、その決定を行うものとする。資格停止等の内容を変更しようとする ときも、同様とする。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは当該資格停止等に関係する課室の職員等を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 知事は、別表第2の措置要件の欄の第6号に掲げる不正行為等に係る資格停止等を 行おうとするときは、第1項の規定による委員会の意見聴取のほか、あらかじめ鳥取 県警察本部長の意見を聴かなければならない。
- 4 県土整備部長は、第7条の規定により不正行為等報告書の提出を受けたものについて委員会の意見を聴いたときは、その内容を直ちに当該報告を行った者に通知するものとする。

(資格停止等の通知等)

第9条 県土整備部長は、知事が入札規則第39条第1項又は第2項(第3条で準用する場合を含む。)の規定に基づく通知を行ったときは、その旨を各部局等の長、地方機関の長、県土整備部内の各課長等に対し様式第2号により通知するものとする。

(資格停止等の適用除外)

- 第10条 知事は、入札規則第35条第1項ただし書に規定する知事がやむを得ないと 認める建設工事等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 災害復旧、適期施工等のため速やかに建設工事等を発注する必要があると認められるとき。
 - (2) 建設工事等の内容からみてその者でないと適切な施工又は履行が図れないと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定による資格停止等の特例措置を行ったときは、資格停止等変更 通知書(様式第3号)により当該有資格者等に対し通知するとともに、各部局等の長、

地方機関の長、県土整備部内の各課長等に通知するものとする。

(資格停止等の期間の始期)

第11条 資格停止等の期間の始期は、入札規則第39条第1項又は第2項の規定(第3条で準用する場合を含む。)による資格停止等の通知の日の翌日からとするものとする。

(不服申出に係る審議会案件の定義)

- 第12条 入札規則第41条第2項(第3条で準用する場合を含む。)に規定する審議会案件は、措置基準表の審議会案件の欄に〇印を付したものに係る措置要件の欄に掲げる不正行為等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の3第1項の規定により、事前審議会案件として、 あらかじめ審議会の意見を聴いた上で資格停止等の決定を行ったものについては、審 議会案件の対象外とする。ただし、審議会の意見聴取後に新たな事実が発見されたこ と等により、県土整備部長が審議会案件とすることが適当と認めたものは、この限り でない。

(資格停止等の期間の繰越適用)

第13条 資格停止等の期間が当該資格停止等に係る入札参加資格(以下この条において「旧参加資格」という。)の有効期間を超える場合において、当該資格停止等を受けた有資格者等が引き続き県の入札参加資格(以下この条において「新参加資格」という。)を得たときは、新参加資格の効力が発生する日から起算して旧参加資格の有効期間を超える資格停止等の期間の日数に相当する日数の間を引き続き資格停止等の期間とみなすものとする。この場合において、入札規則第6条第2項及び道路施設等管理業務等で別途告示で定める規定により新参加資格を付与する旨の通知を行うときは、併せて当該通知にその旨を記載するものとする。

(既に契約を締結している有資格者等に係る資格停止等の例外)

第14条 資格停止等を行う際、現に当該資格停止等を行う有資格者等と建設工事等の 契約を締結している場合は、当該有資格者等を引き続き当該契約の相手方とすること ができる。

(資格停止等の引継)

第15条 資格停止等の期間中に当該資格停止等を受けた有資格者等が第三者の有資格 者等と企業合併した場合又は営業譲渡等により第三者の有資格者等に営業が受け継が れた場合は、当該資格停止等を受けた有資格者等に係る資格停止等の効果は、業務を 引き継いだ第三者の有資格者等に継承させるものとする。

(資格停止等に至らない事由に関する措置)

第16条 知事は、有資格者等が行った不適切な行為が措置基準表の措置要件の欄に掲 げる不正行為等に該当しない場合において、特に必要があると認めるときは、当該不 適切な行為を行った有資格者等に対し、書面により警告を行うことができる。 附則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降に不正行為等又は不適切な 行為を行った者に対し適用する。
- 2 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止要綱は、平成20年4月30日限り廃止 する。
- 3 平成20年4月30日以前に不正行為等又は不適切な行為を行った者に対しては、 なお従前の例による。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、施行の日以後に第7条に定める不正行 為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものに対 し適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正 行為等の事実を知ったものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成21年6月30日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成21年8月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定は、施行の日以後に同要綱第7条に定める不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについて適用し、施行の日前に不正行為等報告書が提出されたもの、又は県土整備部長が不正行為等の事実を知ったものについては、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成25年9月6日から施行する。

附則

この改正は、平成26年9月10日から施行する。

附則

この改正は、平成28年1月21日から施行する。

附則

この改正は、平成28年3月24日から施行する。

別表第1 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当するもの

措	置	要	件		期	間	事前 審査 案件	審議会案件
第1号に該当するも	の							
(故意による粗雑エ								
1 故意により建設	と工事等又は	L道路施設等	管理業務等		3月以上1	2月以内	0	\circ
を粗雑に施工し、又	ては履行した	と認められ	るとき。					
第2号に該当するも	0							
(贈 賄)								
2 次のア、イ又は	はウに掲げる	者が公共団	体の職員に					
対して行った贈賄	前の容疑によ	り逮捕され	、又は公訴					
を提起されたとき	· 0							
ア 代表役員等				1	2月以上3	6月以内		
イ 一般役員等					9月以上3	6月以内		
ウ 有資格者の使			外のもの		6月以上3	6月以内		
(以下「使用人	_							
3 有資格者等が贈	., = , .		• •		6月以上3	6月以内		
贈賄罪について、	•	び成立してい	るとき。					
(独占禁止法違反行			~ 10.74 = E	_	0 11 11 1	0 E N. I.		
4 建設工事等、道				1	2月以上3	6月以内		\circ
等以外の建設業法								
第1項に規定する			, , -					
測量、建設コンサ サルタント業務	•							
「一般工事等」と			212011					
的独占の禁止及び			, 注 <i>律 (</i> 昭和					
22年法律第54								
う。)第3条又は			=					
設工事等の請負契								
適当であると認め								
除く)			, 9 %, 1 0					
(公契約関係競売等	が害又は診	(合)						
5 有資格者等であ	っる個人、有	丁資格者等の	役員又はそ	1	2月以上3	6月以内		
の使用人が建設エ	工事等、道路	S施設等管理	業務等及び					
一般工事等に関し	て刑法第9	6条の6第	1項(公契					
約関係競売等妨害	等) 若しくは	は第2項(談	合) の容疑					
により逮捕され、	又は公訴を	:提起された	とき。					

措	置	要	件	期	間	事前 審査 案件	審議会案件
第3号に該当する (契約の妨害) 6 建設工事等又 たり、落札者が 約を履行するこ	は道路施設等 契約を締結す	ること又は		1月以上1	2月以内		0
(契約の不締結) 7 建設工事等又 たり、落札者が ったとき。				1月以上1	2月以内		0
第4号に該当する (監督又は検査の 8 建設工事等又 査若しくは施工 執行を妨げたと	- 妨害) は道路施設等 又は履行に関			1月以上1	2月以内		0
第5号に該当する (契約違反) 9 建設工事等又 履行に当たり、 約又は道路施設 して不適当であ	は道路施設等 契約に違反し 等管理業務等	、建設工事 この委託契約	等の請負契	2週間以上	:4月以内	0	0

別表第2 地方自治法施行令第167条の5第1項の資格要件に該当するもの

措	置	要	件	期	間	事前 審査 案件	審議会案件
(虚偽記載等) 1 建設工事等の記の委託契約(以いう。)に係る争参加資格確認の入札前の調査を行わず記	下この表にお 一般競争又は 申請書、競争 を資料に虚偽 請負契約等の	3いて「請負 は指名競争に 3参加資格確 3の記載をし	契約等」と おいて、競 認資料その 、又は必要	1月以上6	月以内		0
(粗雑工事)2 建設工事等又に工し、又は履行の1「故意による	したと認めら	れるとき。	(別表第1	1月以上1	2月以内	0	0
3 県内において- 行したとき。 (; に限る。)	, , , , , , ,			1月以上6	月以内		0
(安全管理措置の 4 建設工事等、 ける一般工事等 の措置が不適切 は負傷者を生じ く。) を与えた	道路施設等管 の施工又は履 であったため させ、又は損	理業務等又 遺行に当たり、 公衆に死 遺害(軽微な	は県内にお 、安全管理 亡者若しく	1月以上6	月以内		0
(安全管理措置の 故) 5 建設工事等、 ける一般工事等の が不適切 者又は負傷者を	道路施設等管 の施工又は履 であったため	が理業務等又は 関行に当たり、 工事関係	は県内にお 、安全管理 者等に死亡	1月以上6	月以内		0

措	置	要	件	期	間	事前 審査 案件	審議会案件
(暴力 (をををををををををして、	そ資となる定で、経雇代対し、暴にに関する格参)法すでに営用理し、力お報力れ務のし、(暴るが離す人で、団い告、団か務のし、(暴るが部る、金、員でせ、員に代い暴平力こるとこの、銭を、ず、お話に代いる平力と	表の力成団と行すと託 、 密暴 つ当と役者員年構知をこ 等 品 な団は こるすいには成り行と と そ 交員警 と行いよ律員なった。 し の 際か察 又為ってる第(がた。 て 他 をらに はを	般経不7以らと 使財 す不届 ア行役営当7下、き 用産 る当け かうく まった こか出 らずる の と入な らでも の と入な らでる の とのな らがる あんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	1 2 月以上3 6 月以上3 6 月以上3 6 月以上3 1 月以上6 1 月以上3	6月以内 6月以内 6月以内 6月以内 月以内 月以内		0
(不当行為) 7 有資格者が、 用を失墜させたと		不当行為を行	い社会的信	2週間以上	3月以内		0
(法令違反) 9 有資格者が、 又は一般工事等(や行政処分を受)	づく次の処 8条第3項 8条第1項の 建設工事等、 の施工又は の施工又は	の規定による 対規定による 道路施設等 履行に関し、	営業停止処 指示処分 管理業務等 公訴の提起	1月以上 1月以上 1月以上6			0
られるとき。 (役員の法令違反) 10 別表第1及び 代表役員等が禁 り公訴を提起さる の規定による罰金 方として不適当で	1から9ま [~] 錮以上の刑に れ、又は禁鈍 金刑を宣告。	こ当たる犯罪 個以上の刑若 され、請負契	の容疑によ しくは刑法 約等の相手	1月以上9	月以内		0

措	置	要	件	期	間	事前 審査 案件	審議会案件
(資格停止等期間の 11 資格停止等の て使用したとき 工事等又は道路 たり代理人、支 とき。 (現場体制での違)	期間中の有う 、又は不正行 施設等管理 配人又は下記	資格者等を下 行為等を行っ 業務等の契約	た者を建設	1月以上€	6月以内		
12 鳥取県建設エ 16年3月11 部長通知) 4に されたとき、同 書指導が行われ 工対象工事適正 2008001 知)第7条第4 れたとき。	事施工体制 日付管第2 規定する詳 要領第5 (たとき又は 実施要領(65845)	3 1 3 号鳥取 細調査で違反 5)に規定す 鳥取県土整 平成 2 1 年 6 号鳥取県土	県県土整備 事実が確認 る再度の文 備部自社施 月3日付第 整備部長通	2週間以」	:2月以内		0
(度重なる警告) 13 第16条の規 け、建設工事等 として不適当と	又は道路施記	投等管理業務		2週間以」	-2月以内		0
(供応接待等)14 有資格者等での使用人が県の有する者に限るれる程度を超えを行ったとき。	職員(有資格)に対して存	各者と職務上 社会通念上相 又は財産上の	利害関係を1当と認めら利益の供与	1月以上	3月以内		<u>O</u>
(その他) 15 別表第1及ひ か、 不正行為等。		までに掲げ 重大と認めら		その都度決	· 上定		0

(様式第1号)

不 正 行 為 等 報 告 書

第 号

県土整備部長 様

このことについて、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

主管部長、地方機関の長、県土整備部の各課長

記

7	不	正行	為領	等の根	要						
不正行	該	<u> </u>	í	基	準		要綱	条	別表		
行為等	関	係	Γ.	事 名	等					請負金額	
中事項	発		注		者					工期	
X	発	生	年	月	日					発生場所	
関	元 請-	商	号	又は	名:	称				代表者氏名	
係	業者	所		在	:	地					
建	等	参	加	資 格	有	無				格付等級	
設	下 請-	商	号。	又は	名	称				代表者氏名	
業	業	所		在	-	地					
者	者等	参	加!	資格	有	無				格付等級	

(不正行為等の内容)

- (注) 1 新聞情報、その他参考資料添付
 - 2 資格停止等の基準項目により適宜本様式に準じて作成してよいこと。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

主管部長、地方機関の長、県土整備部の各課長様

鳥取県県土整備部長

資格停止等の決定について (通知)

このことについて、下記のとおり入札参加制限(資格停止)されましたので御承知ください。

(担当: 県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454)

記

業 者 名	本社所在地	指名停止期間

(理由)

(様式第3号)

資格停止等変更通知書

第 号

業 者 名 様

平成 年 月 日付 第 号で通知した入札参加制限(資格停止)について、下記工事等の契約についてのみ、これを承認します。

平成 年 月 日

鳥取県知事 〇 〇 〇

記

- 1 工事名
- 2 工事場所